# 免税事業者も含めたインボイス制度の創設を！

豊橋支部　大和　正治

10月１日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始された。これによって最も甚大な影響を被るのは、年間売上高千万円以下（消費税法第９条）の小規模事業者（免税事業者）である。公正取引委員会は過ぐる５月「インボイス制度の実施に関連した注意事例」を公表し「課税事業者が、免税事業者に対し課税事業者にならなければ取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となる」との考え方を示した。そこに列挙された取引の相手方は、フリーランスの代表的な職種（イラストレーター等）であり年間売上高千万円以下の人たちである。立法者は令和５年度税制改正において免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合、納税額を売上税額の２割とする３年間の経過措置を設けたが、事務処理能力に劣る免税事業者に煩瑣、複雑な消費税申告書を作成させるのは酷のように思われる。インボイス制度導入を急ぐあまり、手段と目的とを混同してしまった感がある。法は免税事業者を措定し納税義務を免除しておきながら、インボイス制度の導入によってそれを反故にしようとしているが、これは平等でない者を平等に扱おうとしているように思われ、不平等の極みと言ってもよいだろう。免税事業者が年間売上高千万円超の子供から大人に成長するまで待つべきだろう。

制度的には事業者登録制度をすべての事業者を対象として、適格事業者（T＋13桁）と非適格事業者（NT＋13桁）に分類する等、前者同士の取引についてはインボイス方式として、前者と後者との取引については帳簿（アカウント）方式とし、今まで通り帳簿等に記帳することによって仕入税額控除が受けられることにする。これによって後者を取引から排除する必要はないことになろう。

租税は憲法第29条によって保障される財産権の侵害を許している。そうであれば立法者に求められるのは「謙抑さ」ではなかろうか。

以上


加入対象者 税理士事務所・税理士法人・会計法人
等の厚生年金被保険者です！

2022年10月から、5人以上の従業員を雇用している士業の個人事業所は、厚生年金保険が強制適用になりました。

制度の概要

1 会社単位でご加入いただく制度です。

2 キャッシュバランスプラン制度です。
最高4%（最低1%）の利息を複利でおつけしますので元本割れすることはありません。

3 運用益、利息は非課税です。

4 70歳まで加入できます。

5 掛金は全額事業主負担です。
健保の等級表（上限139万円）を使用し、掛金率は1.5%です。（事務費掛金含む。）

事業主のメリット

1 掛金は、全額必要経費、損金算入できます。

2 退職金の内枠にすることができ、退職金の社外積立として活用いただけます。

3 人材の定着、採用活動にアピールできます。

加入者のメリット

1 受取方法を選択できます。
一時金、終身年金、確定年金（5年/10年/15年）

2 iDeCo と同時加入することができます。
（iDeCoの拠出上限14.4万円/年）

3 一時金は iDeCo 等他の年金制度へ移管できます。

4 結婚・出産の際にはカタログギフトをお贈りします。

日本税理士企業年金基金
〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階 No.6
税理士基金 https://www.nenkin-kikin.jp/zeikikin/
TEL 03-5740-0851
FAX 03-5740-0853
基金について詳細はこちらから